（1頁から続く）原子炉内に置かれている燃料集合体を固定する板バネにヒビ割れが見つかった。ヒビ割れが発見されたのは3体で，国内では前例のないトラブルといわれている，と。

この板バネこそ，まさに伊方2号炉でも事故を起こしたものである。伊方の場合には，とめネジのボルトの割れが発表されただけで板バネの状態は隠されたままであったが，大飯2号炉では，板バネのヒビ割れ，と発表された。「ヒビ割れは3体5ケ所で，最もひどいものは，ほぼ板バネが折れかけていた」という。ただ，燃料集合体そのものに損傷があったのかどうかについては，今回も何の発表もない。

伊方2号炉では，ボルトのしめつけが強すぎたことが原因と云っていたが，大飯2号炉の場合には，「製造元の原子燃料工業（住友系，大阪府熊取町）が使用した米国製の合金に材質上の欠陥があったため」と発表されている。伊方で破損したのは三菱原子燃料製のものであったが，原子燃料工業製のものも多く使用されている。「同種の板バネは他原発でも使用されている」とのことだから，早晩，伊方1号炉も含め，この種の事故も再発することであろう。

大飯2号炉での事故は発表までに2ケ月もかかっており，それをいいわけするように，「事故原因を半月近くかけ，詳細に分析した」となっている。しかしその間に，おそらく，伊方2号炉や玄海2号炉での板バネ事故も合せて，電力会社と通産省あるいは原子力安全委員会などの間で，協議を重ねていたことであろう。運転中の原子炉内で，燃料集合体の浮き上がりを押さえ付けるという重要な役割を持たされている板バネの「前例のないトラブル」だけに，原子力安全委員会も県も，住民からの公開質問状に対して，うかつなことは云えないとして，だんまりをきめこんだ可能性が大きい。

また重要なことは，大飯2号炉は，今回の定期検査に入る前に，伊方2号炉のそれまでの記録を破って，427日の長期運転記録を樹立し，鼻を高くしていたということである。今月号にも連載されている住民側の準備書面は，経済性追求の長期運転競争や定検期間の短縮が，安全性を損う危険について警告していた。いずれも「長期運転記録」に輝く伊方2号炉と大飯2号炉とで，いみじくも相ついで「前例のないトラブル」が発生した意味は深い。

会計報告（87.4／1～4／30）

収入	
会　費	40,000
ニュース購読料	103,550
コピー代金	11,720
計	154,270
支出	
ニュース印刷代	31,000
振替手数料	960
郵送料	10,120
資料費	18,540
弔慰金	4,000
ゼロックス・リース料	14,300
ゼロックス・コピー料	7,300
計	86,220
差引	69,050
積立金合計	1,043,349

伊方訴訟ニュース

第165号
1987年5月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先〒530 大阪市北区西天満4－9－15 第一神明ビル
藤田法律事務所☎ 06－363－2112 口座大阪3－48780

2号炉事故

原子力安全委も県も回答しないまま
大飯2号炉でも燃料集合体破損

すでに報告したように，ことしの1月から2月にかけて行われた伊方2号炉の定期検査で，相ついで二つの重大な事故が発見された。それは，燃料集合体の上部に取りつけられている衝撃防止用の板バネをとめるネジのボルトの破損と，タービンの回転翼のヒビ割れとである。

これらの事故を重視した伊方原発反対八西連絡協議会では公開質問状を，原子力安全委員会と愛媛県とに送りつけた（前号参照）。しかし，指定回答期限の3月末から1ケ月も経過した4月末現在，どちらからも，回答はもちろんのこと，何の連絡も無いとのことである。

1年前のチェルノブイリ原発事故以後，住民の間に伊方原発への不安が高まっており，それを意識した愛媛県は，今回の事故経過を黙視できずに，異例の原発立入検査を実施し，四国電力に対して事故原因の報告や事故再発防止を指示したのである。したがって，当然，公開質問状に対しても，一般への影響も考慮して，積極的に事態を説明し，明確な見解が表明されるものと住民らは期待していた。しかし，原子力安全委員会も県も，そうした期待を裏切ったのである。

安全委員会や県がだんまりをきめこんでいるのは，相変らずの住民無視とも思えるが，実は，両者とも頭の痛い出来事が起こっていたことが，最近になって明らかになった。さる4月24日付の福井新聞は，次のような記事を掲載した。

資源エネルギー庁から4月23日に福井県に入った連絡によると，さる2月から定期検査に入っていた関西電力・大飯2号炉（伊方と同型で117万KW）で，（以下6頁に）

2号炉第31回公判

6月19日(金) 午前10時より
松山地裁大法廷

チェルノブイリ原発事故から1年。原子力安全委員会は同事故に関する最終報告書をいまだに公表できないまま。また2号炉での事故続発についての住民の問いかけにも黙殺の姿勢。一方，電力需要の落ちこみは四電を直撃。こうした中で開かれる公判では，ひき続き，住民側からの厳しい追及が行われることだろう。

2号炉訴訟

原告準備書面

（1986年12月12日提出）

（その4）

(五) 伊方原発の経済性が悪化すれば安全性がおろそかになる。

私たちが本件伊方二号炉の設置許可の取消しを求め，この裁判をしていることについて，原発反対をいう者のなかにでも，「今の裁判は国側の言分を認めるだけで，裁判に期待するのはナンセンスである。伊方原発もチェルノブイリのようにならんと裁判に勝てりゃあせん」と無責任にいう者もいる。

又，学者や評論家のなかには，「人間がつくった物で事故の起こらないものはなく，原発も例外でなく事故は起る。その事故をこわがってはならない。その事故を教訓にして次第に改良されていくのが科学技術である」等と、えらく達観したようにいう者もいる。

しかしこうした事をいう者は，四国電力のまわし者か，もしそうでなければ，他所者だからいえることである。こうした意見に対し，本件の原告でもあり，元伊方町長の川口さんは，「地元住民をモルモットにするのか」と激怒されていたが，川口さんならずとも，地元住民が一千年以上も前から耕してきた土地と人間を，モルモットにした伊方原発を許すことはできないのである。

本件設置許可に対する異議申立以来，度々指摘しているように，伊方原発が，原子炉そのものが本質的な欠陥をもつうえに，あの場所が，地震特定観測区域であり，しかも大活断層がすぐ傍をとおっているという劣悪な地盤につくっておいて，そのうえスリーマイルやチェルノブイリの大事故を教訓にするどころか，安全性についてますます疎かにさえなってきたのである。

(五)の一　本件伊方二号炉は，チェルノブイリ原発の大事故を教訓にするどころか，反省もしない。

スリーマイル原発の大事故から数えて七年，本件伊方二号炉はじめ，どこの原発も，危険性はむしろ増大しているにもかかわらず，マスコミなどは，原発の安全性が定着したごとく報道しだしたのである。

それはなぜか。昔からいわれるように「喉もとすぎれば熱さ忘れる」といった類もあるが，それよりも，伊方一号炉はじめ福島，東海等の原発裁判で，原発が安全であるとの判決をだしたことに因るものである。

さてスリーマイル原発の大事故について，はじめは伊方原発は型がちがうから大丈夫といっていたが，こんどのチェノブイリ原発の大事故でも又同じようなことをいっている。昭和六十一年五月一日付の毎日新聞（甲一六号証の一五）によれば，後藤田官房長官が日本政府を代表して，

(一) わが国とソ連では原子炉の構造がちがう。

(二) わが国ではこれまで，内外でおきた事故，故障を経験に，緊急炉心冷却装置などの対策を十二分に講じている。

(三) 年に何回か発電所の運転を休み，定期的に点検しており，運転面での信頼が確保されている。

といっている。日本政府を代表する者が，なんといいかげんな事をいわれるのか，理解に苦しむところであるが，次の定期検査の項で述べることにする。

とにかく，伊方原発についても，被告国側や四国電力では，はじめは絶対安全だといっていたが，スリーマイル原発事故からは，「ほぼ安全」といいだした。

又，スリーマイル原発と伊方原発では型がちがうから大丈夫といっていたが，都合が悪くなると，あれは人為ミスだとにげるのである。かって私たちが，「原発は絶対安全とはいうが，神がつくったものでないのであるから，人間のちょっとしたミスから事故が起きるのではないか」というと，「いや機器のミスであろうが，人為的ミスであろうが，原発はフェイル・セイフで設計されているから事故をくいとめることができる」といっていたのである。

とにかく私たちが，あれほど炉心溶融は起こると指摘していたのに，被告国側や四国電力では起こるはづはないといっていた。その炉心溶融がスリーマイルにおいても，チェルノブイリにおいても現実に起こったのであるが，被告国側も四国電力も，深刻に受けとめようともせず反省もしないようである。

(五)の二　定期検査を入念にせず，損傷が見つからぬか見つかっても黙っているのではないか。

原発に限らずどんな機械でも同じであるが，使えば使うほど損傷するものであり，損傷しやすい個所はなんどでもいたむという。だから古くなればなるほど定期検査も入念に行い，修理も万全にしなければならない。ところが本件伊方二号炉は（伊方一号炉もそうであるが）次のページに表で示しているように，古くなるほど検査が簡略に，私たちからみれば粗雑になってさているようにみえるのである。昭和五十九年十一月二十一日付の朝日新聞（甲一六号証の一二）によると，

「・・・・・前略・・・・・一方稼働率を上げるため，運転停止をする期間を短縮すること。原発は電気事業法で，最大十三ヶ月間連続運転したあと，定期検査を義務づけられており，現在の平均日数は三ヶ月間，わが国の原発の稼働率は，やっと七〇％台にのったが，定期検査を短縮しない限り，稼働率の大巾向上は望めない。その先べんをつけたのは，九州電力の玄海二号機で，点検項目の見直しなどで，期間を六十日にと大巾に短縮した。

こうした動きは，綜合エネルギー調査会の原子炉部会・軽水炉技術高度化小委員会が，この夏にまとめた「定期検査日数を六十日程度，原発の運転期間を平均十五ヶ月に」との中間報告の線に沿ったものだ。石炭に急迫され，原発の優位が崩れかけた今，建設費節約や定期検査の期間短縮は，電力業界にとって渡りに舟だ・・・・・。」

と，こう報じているのである。さて四国電力においてもこうしたチャンスを見逃すはずがないと思っていたら案の定で，表のように定期検査の改善ではなく改悪をちゃんとやっているのである。

昭和五十八年九月十六日提出の原告側準備書面で指摘しているように，本件伊方二号及び一号炉においては十四回も事故を起こしているが，私たちがみるところ，燃料棒や蒸気発生器細管が損傷し，放射能をタレ流しのままで運転がつづけられているように思うのである。

2号炉			1号炉							日
3	2	1	7	6	5	4	3	2	1	
S60.10.5	S57.6.8	S58.2.15	S60.6.5	S59.1.27	S57.9.26	S56.9.7	S55.4.1	S54.3.10	S53.3.8	定検開始日
75	68	80	76	105	88	88	117	158	79	点検の所の傷出来数
	489	430		518	409	403	524	387	369	定検開始日から次の定検までの日数
								3.28 スリーマイル		備考

なぜなれば，伊方一号炉においては，いままでの定期検査で発表されたものだけでも，燃料棒の損傷事故四回，蒸気発生細管の損傷事故四回，その他三回の事故がみつかっている。こうした事故が定期検査でみつかったということは，事故を起こしたまま，放射能をタレ流しのままで運転をつづけていたことは間違いないのである。

ところで定期検査中に見つかった事故は，完全に修繕されて通産省の承認を得たうえで運転を再開しているはずであるが，不思議なことに定検後間もなく，あるいはしばらくして事故が起こっているのは何故だろうか。発表されただけでも，

(一) 昭和五十三年十月三日定検後わづか二ヶ月にして一次冷却系のポンプで事故を起こし運転を停止して修繕している。

(二) その又，二ヶ月後の十二月はじめ，一次冷却中の放射能濃度が異常に高くなり従業員が被曝している。

(三) 昭和五十四年一月，又一次冷却中の放射能濃度が十倍にもなるという事故を起こしていたが，その事故をかくし放射能タレ流しのまま運転をつづけていた。

(四) 昭和五十四年九月十九日，五ケ月間もの定期検査を終え，わづか十日も経たないのに一次冷却水中の放射能濃度が十倍にもなる事故が起きている。

本件伊方二号炉においては，発表されたものは一回であるが，私たちは他にも事故は起こっていると疑惑をもつものであるが，いづれにしてもこうした事故の発生状況をみると，定期検査をしても，完全に修繕をせずに，あるいは修繕できないかで，運転を再開していることがわかるのである。それにもかかわらず今日，稼働率アップのため，点検項目を見直し，検査期間を短縮し，粗雑な検査ですましているため，損傷カ所が十分見つからぬか，あるいは見つかっても黙っているのではないかと疑わざるを得ないのである。

私たちにとって，危険でしかも高くつく伊方原発であるが，そのうえ経済的マイナスを補うため，安全性をおろそかにすることは許されないことである。

(五)の三　原子炉等規制法を形骸化するな。

「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下原子炉等規制法という）では，その二十四条一ノ四において「原子炉による災害防止上支障がないものであること」と定められている。ということは「災害防止上支障があれば，支障があると考えられるものは，原子炉の設置を許可してはいけない」ということである。

さてこの原子炉等規制法については，憲法上問題のあることは既に訴えてきたところであるが，しかしながら，私たち原告のみならず推進派の人達，又地方公共団体等においてもこの原子炉等規制法第二十四条一ノ四の規定を拠り所として反対，あるいは賛成してきたのである。

ひらたくいえば，愛媛県はじめ伊方町及び周辺市町村においては，伊方原発の安全性について問われれば「国が安全だというから安全だ」と，いっているのである，ということは，本件伊方二号炉は，国のきびしい安全審査に合格していると，いっており，災害防止上支障がないと表面上はいっておるのである。

ところが被告国側はその準備書面(一)において，この規定を「法的概念」などと恣意的に解釈したり，専門家でない裁判官において，原発の安全性についての審議が，できるがごとく，できざるがごとくいって，法律をひねくりまわしているのであるが，このような，一つまちがえば，私たち原告住民のみならず多くの住民の命にかかわる安全上の問題を，安全審査の責任逃れや裁判対策の発想でいうべきではない。

さて，憲法第七十三条においては，内閣は，法律を誠実に執行することを定めている。当然のことながらこれに属する機関や公務員にもあてはまることであって，この安全上の規定を積極的に運用し，まちがっても地元住民はじめ国民一般を惑わすような解釈をしたり，行動をしてはならないのである。私たち原告住民が，法律に疎いことにつけこむようなことをすることなく，国民一般が納得できるような法律の解釈と運用を行うことこそ，原発行政にたずさわる者の責務である。

(六) 結び

以上，本件伊方二号炉はじめ一号炉及び建設中の三号炉にも言及し，原発が，地元住民はじめ四国四県の住民，国民一般について，いかに経済性がないかを述べ，又経済性がない故に，こんどは安全性がおろそかになってきたことを例をあげて述べてきたところである。

そのうえ先にも述べたとおり，本件伊方二号炉などにおいて，チェリノブイリ原発のような大事故が起これば，原告住民はもちろんのこと，国民的にあるいは地球規模に被害が拡がることは証明済みであるが，いづれにしても，日本民族の現在及び将来を危くするような本件の設置許可は取消すべきものである。

(七) 釈明を求める事項

(一) 四国電力では，原子力発電所に投資した額の八%を，電気料金に上乗せして消費者に負担させているときくが，それはどの時点からいくら上乗せしたのか。又他社へ売電した分はどうか。

(二) 既設の発電設備（原子力以外）の建設価格，減価償却額，残存価格を示せ。

(三) 松浦火力からの買入れについて，当初十万キロワットであったのが，なぜ二十万キロワットになったのか。

(四) 八幡浜市と西宇和郡で使う電力の量の最高，最低，平均はいくらか。

(五) 南予地方で使用する電力の量の最高，最低，平均はいくらか。

(六) 使用済核燃料の再処理費はいくらか。

(七) 廃棄物，廃炉の処理費はいくらか。

(八) (六)と(七)は現在の電気料に算入されているか，又いくらか。

（終）